

～利用者登録～

大阪市行政オンラインシステムを利用するためには、利用者情報を登録する必要があります。

大阪市行政オンラインシステムトップ画面のヘルプをクリックして、行政オンラインシステム操作マニュアルを表示し、

3.3.利用者情報を登録するをクリックして、利用者情報の登録手順を確認のうえ、メールアドレスおよび利用者情報の入力により、利用者登録を行ってください。

パソコン画面

The screenshot shows the PC interface for the Osaka City Online System. At the top, there are navigation links: "手続き一覧 (個人向け)", "手続き一覧 (事業者向け)", "ヘルプ", and "よくあるご質問". There are also buttons for "ログイン" and "新規登録". The main content area is titled "大阪市行政オンラインシステム" and "行政オンラインシステム 操作マニュアル". A search bar is present with the text "検索文字列を入力" and a "検索" button. A sidebar on the left lists the manual's contents, with "3.3. 利用者情報を登録する" highlighted in red. The main content area displays "3.3. 利用者情報を登録する" with a sub-header "本システムを利用するには、利用者情報を登録する必要があります。" and a list of instructions: 1. ブラウザのURL入力欄に本システムのURLを入力します。 2. 【新規登録】ボタンをタップします。 Below this, there are two buttons: "個人として登録する" (highlighted in red) and "事業者として登録する". At the bottom, a progress bar shows five steps: 1. 利用規約の確認, 2. メールアドレスの登録, 3. 利用者情報の入力, 4. 入力内容の確認, 5. 本登録の完了. Red arrows indicate the flow from the PC screen to the smartphone screen.

スマートフォン画面

The screenshot shows the smartphone interface for the Osaka City Online System. It starts with a home screen titled "行政オンラインシステム" and "もっと便利に。もっと簡単に。" with a "重要なお知らせ" button. The next screen is titled "あなたの知りたい情報をお届け" and has two buttons: "個人として登録する" (highlighted in red) and "事業者として登録する". The third screen is titled "メールアドレスの登録" and has a "登録する" button (highlighted in red). The final screen is a form titled "入力内容の確認" with fields for "大阪府", "大阪市中央区", "電話番号" (required), "生年月日" (required, with date picker set to 1972年7月16日), and "性別" (Male, Female, or Don't know). A red arrow points to the "入力内容を確認する" button (highlighted in red).

～届出手続き開始～

(パソコン画面による説明を掲載しています)

ご注意

- 代理人による申請を除き、利用者登録者と異なる方の手続きはできません。
- 複数回申請された場合は、最新の申請内容により処理を行います。誤って複数回申請された場合は、マイページの申請内容から誤った申請の取下げ処理を行ってください。
- 受付・審査・入力処理（手続き完了）には、一定期間を要しますのでご了承ください。
- 市税事務所での審査開始・手続き完了の際には、利用登録されたメールアドレスあて通知します。なお、メールは減免適用の可否に関わらず送付されることにご留意ください。
- 申請内容に不備がある場合などは、申請手続きの差戻しなどを行いメール通知しますので、必ずご確認ください。
- 郵送による提出を希望される場合は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（個人市民税担当）までお問い合わせください。なお、毎年、5月中旬から6月にかけては、給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書および納税通知書の送付に伴って、お電話が大変混み合い、繋がりにくくなります。お手数をおかけしますが、本市ホームページより事前に減額・免除の要件および所得基準等をご確認のうえ、お問い合わせいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

1 手続きの表示

トップページ上部の「[手続き一覧（個人向け）](#)」をクリックし、申請できる手続き一覧を表示します。次に、キーワード検索に「市民税」を入力して検索し、「[市民税・府民税の申告等](#)」の手続きをクリックしてください。



2 手続きの選択

表示された手続き一覧から「[【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）](#)」をクリックしてください。

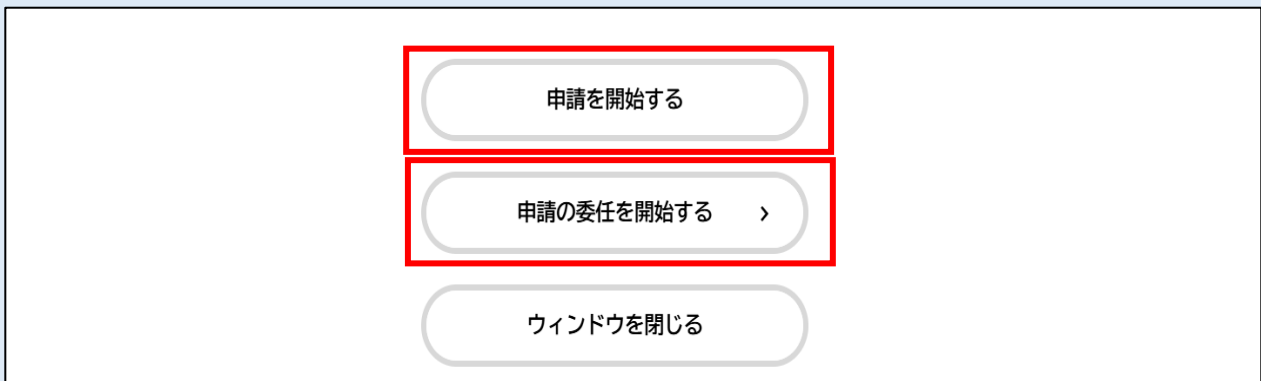
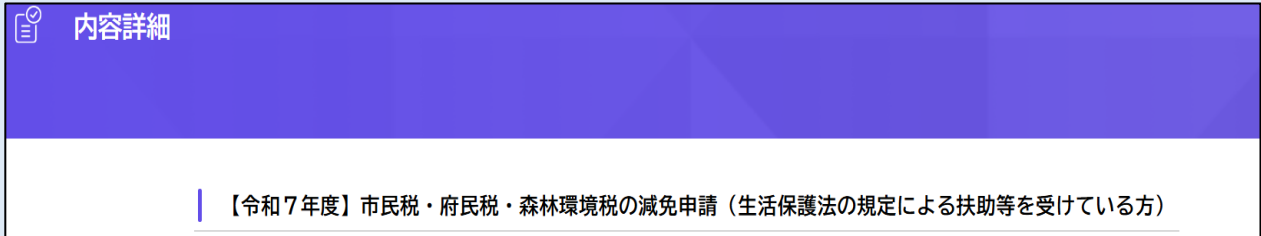


行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

3 手続きの開始

手続き一覧から選択した手続きの「内容詳細」をご確認の上、下記のとおり進んでください。

- ご本人様が申請する場合⇒画面下の「申請を開始する」をクリック（「5」へ進んでください）
 - ご本人様以外が申請をする場合⇒画面下の「申請の委任を開始する」をクリック（「4」へ進んでください）
- この時点でログインされていない場合は、登録されているメールアドレスとパスワードを入力し、ログインしてください。



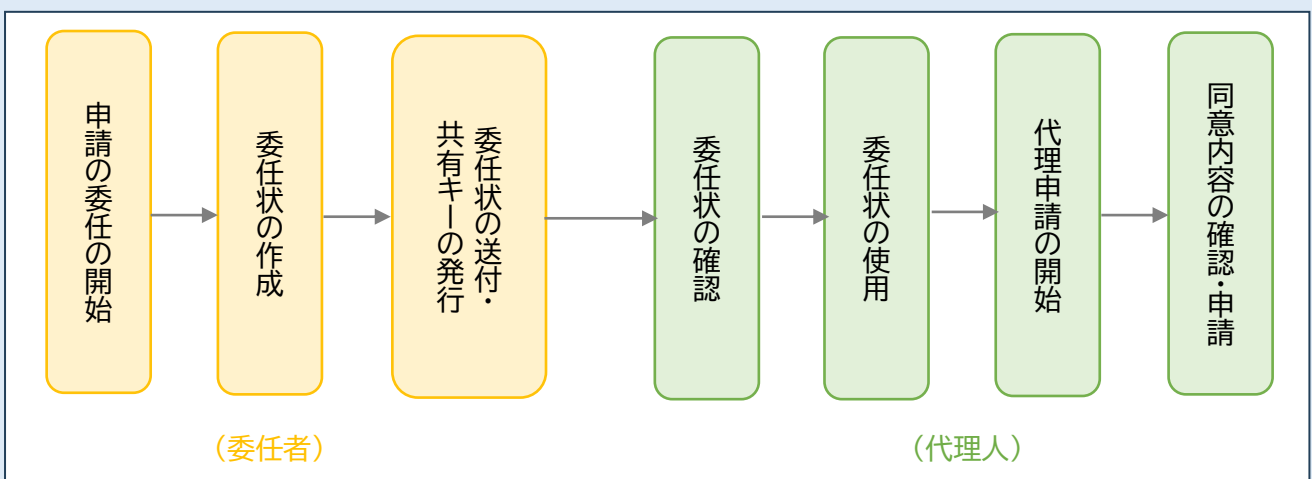
⑨以降の手続き中に前ページの内容を確認する場合は、必ず、画面下部の「戻る」ボタンを利用してください。ウェブブラウザの戻るボタンを利用すると手続開始画面まで戻りますので、ご注意ください。



4 代理申請(ご本人様以外の申請)手順

ご本人様以外が申請をする場合は、下記の流れで申請を行っていただくこととなります。

⑨申請には、委任者・代理人ともに電子署名が必要です。



行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

(1)委任状の作成【委任者】

委任事項を確認の上、「代理人」と「委任者」の情報を入力し、委任状を作成してください。

⑨本市による審査の際に、委任状の内容不備等が判明した場合は、委任者と代理人の双方に通知メールが送信されます。

委任状の作成

1 内容の入力 2 内容の確認 3 署名の付与 4 作成の完了

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

手続きの申請を委任するには、委任状の作成が必要です。
委任状の内容を入力してください。

委任事項	「【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）」に関する一切の権限
------	---

次へ進む >

< 戻る

(2)入力内容の確認【委任者】

委任状の入力内容に間違いがないかご確認ください。

委任状の作成

1 内容の入力 2 内容の確認 3 署名の付与 4 作成の完了

入力内容の確認

手続き名
【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

委任事項
「【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）」に関する一切の権限

次へ進む >

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

(3)電子署名の付与【委任者】

委任者の電子署名を付与してください。

❗ 電子署名が必要です

✓ 電子署名済み

委任状を作成する >

< 入力に戻る

(4)委任状の送付／共有キーの発行【委任者】

委任状の作成が完了すると委任状番号及び委任状の有効期限が表示されます。

この委任状を送付するをクリックの上、代理人の利用者ID（メールアドレス）を入力することで、代理人のマイページに委任状が送付され、代理人あてにメールも自動送信されます。

また、委任状の送付誤り防止のため、「共有キー」が発行されますので、委任者は電話やメールにて代理人へ「共有キー」を連絡してください。

④この時点では送付せず、委任者のマイページから該当の委任状を検索し、送付することも可能です。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

委任状の作成が完了しました。
代理人に委任状を送付してください。委任状の有効期限は2000年0月0日です。

委任状番号

1234567

この委任状を送付する

(5)委任状の確認【代理人】

①代理人のマイページの**委任状一覧・検索**をクリックし、委任状の一覧画面を表示してください。

利用者メニュー

🕒 申請履歴・委任状の確認
あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

申請履歴一覧・検索 >
委任状一覧・検索 >

📄 保存した手続き・判定結果の照会
「あとで申請する」や「判定結果を保存する」で保存された手続きの照会ができます。

保存した手続き一覧 >
保存した手続き判定結果の一覧 >

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

- ② 委任状一覧のプルダウンから受け取った委任状を指定し、表示された一覧から対象の委任状を選択してください。

条件を指定して検索	委任状一覧
委任状番号	受け取った委任状 ▼

- ③ 委任者から連絡された「共有キー」を入力してください。
④ 「共有キー」は代理人に対して行政オンラインシステムからの通知はされません。「共有キー」が不明な場合は委任者へ確認してください。
⑤ 「共有キー」の入力を5回誤った場合は、当該委任状は使用できなくなります。

基本情報
手続き名 【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)
委任状番号 1234567
委任者から提示された共有キーを入力し、委任状の内容を確認してください。 なお、共有キーの入力を5回誤った場合、委任状の確認が行えなくなります。
共有キー 必須 <input type="text"/>
確認する

(6) 委任状の使用【代理人】

「委任状内容照会」画面が表示されるため、委任状の内容を確認し、問題がなければ委任状を使用するをクリックしてください。

委任状内容照会
基本情報
手続き名 【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活
委任状番号 1234567

委任状を使用する >
委任状の受け取りを取り消す
< 一覧に戻る

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

(7)代理申請の開始【代理人】

手続きの「内容詳細」画面が表示されるため、**本人に代わり申請を開始する**をクリックしてください。

⑤申請には、代理人の電子署名が必要です。

内容詳細

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

手続の概要

市民税・府民税・森林環境税は、所得税の源泉徴収制度とは異なり、前年の所得に対して課税される制度となっておりますので、税負担の公平性から、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただくことが原則となっております。

ただし、予測できない失業や大幅な所得減少、生活困窮など特別な事情により、生活のため、全額負担が困難であると認められる場合には、申請により、市民税・府民税・森林環境税が減額・免除される場合があります。

本人に代わり申請を開始する

(8)同意内容の確認・申請【代理人】

「同意内容確認」画面が表示されるため、**上記内容に同意します**にチェックを付けて、**次へ進む**をクリックしてください。

同意内容確認

同意内容確認

行政書士でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となることを理解し、同法に違反しないことを誓約します。

上記内容に同意します

次へ進む

< 戻る



「手続きの申請先の選択（本人以外の申請）」画面が表示されるため、代理人による申請を開始してください。（「5」へ進んでください）

なお、**委任状を表示する**をクリックして委任状の内容を確認することができます。

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

📄 手続きの申請先の選択 (本人以外の申請)

委任状を表示する

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請 (生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

1月1日現在にお住まいである区の確認 **必須**

令和7年1月1日現在に、大阪市内にお住まいの方が手続きを行うことができます。
令和7年1月1日現在にお住まいの区を選択してください。

選択してください ▼

5 1月1日現在にお住まいである区の確認

直近の年度の1月1日現在にお住まいの区を選択し、**次へ進む**をクリックしてください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請 (生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

1月1日現在にお住まいである区の確認 **必須**

令和7年1月1日現在に、大阪市内にお住まいの方が手続きを行うことができます。
令和7年1月1日現在にお住まいの区を選択してください。

選択してください ▼

6 確認事項の選択

該当するものを選択し、**次へ進む**をクリックしてください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請 (生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

確認事項 **必須**

令和7年度分の納税通知書または税額決定通知書はお手元に届いていますか。

選択解除

届いている

まだ届いていない → ㊦令和7年度分の納税通知書または税額決定通知書が届いていない方は本手続はできません。

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

7 申請期限の確認

記載内容を確認いただき、ご了承いただけた場合は「了承した」をクリックしてください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

申請期限の確認 必須

市民税・府民税・森林環境税の減免については、それぞれ下記のとおり申請期限が設けられています。
なお、期限を経過した税額は、減免ができませんのでご注意ください。

【市民税・府民税】

- 普通徴収税額
減免を受けようとする納期の納期限
- 給与からの特別徴収税額
減免を受けようとする徴収月の前月末日
- 公的年金からの特別徴収税額
減免を受けようとする徴収月の前月末日

【森林環境税】

- 普通徴収税額
免除を受けようとする納期の納期限
- 給与からの特別徴収税額
免除を受けようとする徴収月の給与支払日
- 公的年金からの特別徴収税額
免除を受けようとする徴収月の公的年金等支払日

選択解除

了承した

8 納付状況の確認

記載内容を確認いただき、ご了承いただけた場合は「了承した」をクリックしてください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

【市民税・府民税のみ】納付状況の確認 必須

市民税・府民税については、すでに納付された税額については、申請期限を経過していない場合であっても減免ができませんのでご注意ください。
(森林環境税の場合は、減免要件に該当すれば、納付された税額についても免除が可能です。)

選択解除

了承した

9 【市民税・府民税】減免・免除を受けようとする期(月)別の確認

記載内容を確認いただき、ご了承いただけた場合は「申請日以降に到来する期(月)分」をクリックしてください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

【市民税・府民税】減免・免除を受けようとする期(月)別の確認 必須

市民税・府民税の減額・免除の対象は、申請期限の経過していない納期または徴収月の税額かつ納付されていない税額に限ります。

選択解除

申請日以降に到来する期(月)分

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

10 【森林環境税】減免・免除を受けようとする期(月)別の確認

記載内容を確認いただき、ご了承いただけた場合は「申請日以降に到来する期(月)分」をクリックしてください。
また、税額が給与から特別徴収されている場合は、申請日以後の直近の給与支払日も入力してください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

【森林環境税】減免・免除を受けようとする期(月)別の確認 必須

森林環境税の免除の対象は、申請期限の経過していない納期または徴収月の税額に限ります。

選択解除

申請日以降に到来する期(月)分

申請日以後の給与支払日

現在、税額が給与から特別徴収されている方は、申請日以後の直近の給与支払日を入力してください。

年 月 日

11 受給開始年月日・申請理由の入力

生活保護法の規定による各種扶助の受給開始年月日を入力してください。
また、(例)を参考の上、減免申請理由を入力してください。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

受給開始年月日 必須

生活保護法の規定による各種扶助の受給開始年月日を入力してください。

年 月 日

申請理由 必須

減免・免除を申請する理由について、減免事由に該当することとなった理由及び税額の全額負担が困難である理由を具体的に入力してください。
(例) 令和●年●月●日より生活保護を受給開始。生活していく上で、市民税・府民税・森林環境税の納付が困難であるため。等

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

12 必要書類の添付

減免申請の添付書類として、生活保護適用証明書または保護決定通知書を選択の上、**アップロードするファイルを選択**をクリックして、全体が写るように撮影した写真データまたはPDFデータを添付してください。
また、アップロードしたファイルを開いて、添付誤りがないか、必要部分が写っているか、ご確認をお願いします。
⑨アップロードできるファイルの形式は、「.pdf」「.jpg」「.jpeg」です。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

必要書類の添付 **必須**

減免申請の添付書類として、次の書類（写真またはPDFデータ）を添付してください。
※葬祭扶助については、市民税・府民税のみ減免対象となります。

●生活保護適用証明書または保護決定通知書

- 生活保護適用証明書
- 保護決定通知書

生活保護適用証明書 **必須**

区役所等で交付された生活保護適用証明書の写真データ（全体が写るように撮影）またはPDFデータを添付してください。
※添付誤りがないか、必要部分が写っているか、ファイルを開いて再度確認してください。

アップロードするファイルを選択

保護決定通知書 **必須**

区役所等で交付された保護決定通知書の写真データ（全体が写るように撮影）またはPDFデータを添付してください。
※添付誤りがないか、必要部分が写っているか、ファイルを開いて再度確認してください。

アップロードするファイルを選択

13 申請者の情報の入力

申請する方の氏名、現住所などの情報を入力してください。（利用者登録情報が自動反映されます。）

⑨代理人による申請を除き、利用者登録者と異なる方の手続きはできませんのでご注意ください。

⑨代理人による申請の場合、利用者登録情報の自動反映は行われませんので、手続きされる方（納税義務者）の情報を入力してください。

申請者の情報

申請される方の氏名、1月1日現在の住所等の情報を入力してください。

氏名 **必須**

姓 名

カナ氏名 **必須**

姓（カタカナ） 名（カタカナ）

行政オンラインシステムによる市民税・府民税・森林環境税の減免申請(生活保護法の規定による扶助等を受けている方)

1月1日現在の住所の確認 **必須**

選択解除

現住所と同じ
 現住所と異なる

生年月日 **必須**

年 月 日

電話番号 **必須**

日中に連絡の取れる電話番号（ハイフンなし）を入力してください

次へ進む >

14 申告内容の確認

申告した内容が表示されますので、申告内容に誤りがないか確認してください。 **申請する**をクリックすると手続き完了です。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

申請先

浪速区
電話番号：0643972953

申請する >

ご注意

- 申告手続きの受付・審査・入力処理(手続き完了)には、一定期間を要しますのでご了承ください。
- 市税事務所での審査開始および手続き完了の際には、利用登録されたメールアドレスあて通知します。
- 申告内容に不備がある場合などは、差戻しなどを行いメール通知しますので、必ずご確認ください。

～届出手続き後～

■申込番号の表示

申請が完了すると申込番号が表示されます。

問い合わせには申込番号が必要となりますので、通知メールを保存していただくか、申請完了画面で申込番号を控えてください。なお、届出内容や手続きの処理状況はマイページから確認することができます。

【令和7年度】市民税・府民税・森林環境税の減免申請（生活保護法の規定による扶助等を受けている方）

【注意】本サイトはプレビューサイトです。実際の申請等はいえません。

申請を受け付けました。

順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。

なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。

お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。



■手続き処理状況のメール通知

市税事務所が手続きの審査開始時および手続き（処理）完了時に、それぞれ、利用者登録のメールアドレスあてにメール通知します。

ご注意

- 複数回申請された場合は、最新の申請内容により処理を行います。誤って複数回申請された場合は、マイページの申請内容から誤った申請の取下げ処理を行ってください。
- 受付・審査・入力処理（手続き完了）には、一定期間を要しますのでご了承ください。
- 市税事務所での審査開始・手続き完了の際には、利用登録されたメールアドレスあてに通知します。なお、メールは減免適用の可否に関わらず送付されることにご留意ください。
- 届出内容に不備がある場合などは、手続きの差戻しなどを行いメール通知しますので、必ずご確認ください。

■届出内容・処理状況の確認

マイページ>利用者メニュー>申請履歴の確認から、申請手続きの内容・処理状況が確認できます。

なお、市税事務所が手続き（処理）を完了すると、申請状況欄に「手続きが完了しました」と表示されます。

申請状況欄の表示

- 申請内容を確認中です：市税事務所が受付後・処理中
- 手続きが完了しました：市税事務所が処理を完了

